

岩手県告示第910号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸蛸ノ浦漁港海岸蛸ノ浦地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成27年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也